

## 畜産物の検査結果の推移



※集計対象：食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、検査対象自治体となっている17都県

畜産物中の放射性物質の検査結果について（農林水産省）、食品中の放射性物質の検査結果について（厚生労働省）より作成

家畜は、飼料中の放射性物質が少なくなるよう管理しています。

■飼料中の放射性セシウム暫定許容値

牛、馬用飼料 100Bq/kg

豚用飼料 80Bq/kg

鳥用飼料 160Bq/kg

養殖魚用飼料 40Bq/kg

原乳は平成23年4月以降は全て50Bq/kg以下、牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵では、平成25年度以降の基準値超過はみられません。

原乳の検査はクーラーステーションごとに検査し、牛肉の検査は平成25年度以降は岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県で3か月に一度全戸検査を実施しています。

本資料への収録日：平成30年2月28日